

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-08	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	ホームヘルプサービス費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形		
		担当者名	荒井	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-01-02	ホームヘルプ事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 40 年度		根拠	障害者総合支援法			
終期設定	有 無		法令等				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	常時介護を必要とする心身障がい者（児）にホームヘルパーを派遣し、身体介護・家事援助などの日常生活を営むにあたって必要なサービスを行うことで、心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にする。						
対象者等	日常生活を営むことに支障のある心身障がい者（児）。ただし、介護保険対象者は介護保険制度が優先。介護保険制度によるサービスで補えない重度（1級）の者については、上乘せの対象とする。						
内容	【支援の種類（介護給付）】 ・居宅介護（障害支援区分1以上）・・・自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行う（身体介護・家事援助・通院介助・通院等乗降介助） ・重度訪問介護（障害支援区分4以上）・・・重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴等の介護、外出時における移動支援などを総合的に行う ・行動援護（障害支援区分3以上）・・・自己判断能力が制限されている人が行動する時に、危険を回避するために必要な支援を行う ・同行援護（障害支援区分2以上）・・・視覚障がい等で移動に著しい困難を有する人に、外出時の移動の援護や必要な情報の提供を行う 【利用者負担額】生活保護及び非課税世帯：0円、課税世帯：上限月額（37,200円、9,300円、4,600円）と総費用額の1割とを比較して低額な方						
経過	平成11年 4月 事業委託方式一部試行的開始（平成12年4月全部実施） 平成13年 4月 中・軽度の知的障がい者利用対象化 平成15年 4月 支援費制度（居宅介護）開始（精神・難病を除く） 平成18年 4月 障害者自立支援法施行（介護給付） 平成18年10月 日常生活支援 重度訪問介護 平成21年 4月 報酬改定 平成24年 4月 障害者自立支援法改正、報酬改定 平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる 平成26年 4月 重度訪問介護の対象拡大（重度身体障がい者に加え重度知的障がい者、重度精神障がい者も対象となる）						
必要性	心身障がい者（児）の日常生活及び社会生活を支援し、介護世帯員の負担の軽減を図り、在宅生活の継続を可能にするために必要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【支払】東京都国民健康保険団体連合会に支払事務を大部分委託している 【サービス提供】都指定居宅介護事業者（平成24年4月現在利用実績のある事業者、55社）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額			266,251	356,630	391,034	527,961	539,804	565,829
決算額（26年度は見込み）			266,251	356,629	384,940	432,361	519,246	518,006	593,575
人件費等			5,082	7,167	9,592	6,473	3,853	561	
減価償却費					3,196	2,799	1,614	338	
【事務分担量】（%）			60	88	110	90	50	10	
合計（+ +）			271,333	363,796	397,728	441,633	524,713	518,905	593,575
特定財源	国	障害者自立支援給付費国庫負担金	127,665	110,387	193,034	209,311	223,930	228,296	296,787
	都	障害者自立支援給付費都負担金等	63,832	55,193	96,540	104,656	170,059	156,702	148,394
	その他		0	0	0	0	0	0	0
一般財源			79,836	198,216	108,154	127,666	130,724	133,907	148,394
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	居宅介護 利用時間数		52,321.0	64,170.0	64,218.0	66,557.0	77,369.7	70,576.8	73,399.9
	重度訪問介護 利用時間数		50,500.0	58,808.0	67,461.0	70,954.5	87,845.5	82,265.5	88,846.8
	同行援護 利用時間数		-	-	-	1,714.0	23,954.0	26,449.0	29,358.4

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	居宅介護	255,143	扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	518,006	扶助費	居宅介護、重度訪問介護、同行援護	593,575
	重度訪問介護	225,159						
	同行援護	38,944						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	居宅介護 利用実人数	344	372	371	367	400	-
	重度訪問介護 利用実人数	31	31	22	30	35	-
	同行援護 利用実人数	23	70	77	82	90	-

（問題点・課題分析）	管理者とサービス提供責任者の責務と義務、契約書・サービス内容等について、ホームヘルプ事業の理解、周知徹底をさらに図る必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
ホームヘルプ事業の適正で公平な運用を図るため、周知徹底と理解を深め、制度の活用により、障がい者の社会参加を促進する。	ホームヘルプ事業の適正な運用を図り、制度の活用により、障がい者の社会参加を促進する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	在宅生活を送るための重要事業である。

議会（要旨）	11年三定 「介護保険導入後の障害者福祉課ヘルパーの取り扱いについて」
--------	-------------------------------------

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-13	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	コミュニケーション支援事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形		
		担当者名	今井	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-01	コミュニケーション支援事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	元年度	根拠	障害者総合支援法		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区コミュニケーション支援事業実施要綱		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	意思の疎通が困難な聴覚障がい者等に対し手話通訳者及び要約筆記者を派遣することで、日常生活の利便の向上と、社会参加の促進に寄与し福祉の増進を図る。また、視覚障がい者及び重複者へのコミュニケーション手段として、対面音訳者派遣事業を展開する。						
対象者等	手話・要約筆記者派遣：聴覚障がい者及び言語機能障がい1・2級の者（所得制限なし） 対面音訳者派遣：視覚障がい者						
内容	<p>【手話通訳者派遣】</p> <p>委託先（福）荒川区社会福祉協議会、（福）東京聴覚障害者福祉事業協会（手話通訳等派遣センター）                  派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合はこの限りでない）                  利用方法 事前に荒川区社会福祉協議会に登録し、必要とするとき荒川区社会福祉協議会に申し込む。</p> <p>【要約筆記者派遣】</p> <p>委託先（福）東京聴覚障害者福祉事業協会                  派遣回数 月10回まで（生命及び身体に関する場合はこの限りでない）                  利用方法 通訳派遣センターに申し込む</p> <p>【対面音訳者派遣（平成22年6月から派遣開始）】</p> <p>派遣回数は月2回まで。事前に区に利用者登録をし、必要とするときに区に派遣申請する。                  音訳者は、養成講座（基礎・応用各10回）を受講後、審査会を経て音訳者名簿に登録する。</p>						
経過	平成12年 4月 手話通訳の報償基準を半日単位から1時間単位に見直した。 平成12年 6月 社会福祉法の一部改正により、手話通訳派遣が、社会福祉法の対象事業となる。 平成18年10月 障害者自立支援法の施行により、手話通訳派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。 平成19年度 都の手話通訳派遣事業廃止に伴い、都が契約していた通訳派遣センターと委託契約を締結。 平成20年度 事業名変更（手話通訳派遣事業 コミュニケーション支援事業）、要約筆記者派遣の開始。 平成21年度 荒川社協の手話通訳者の単価等を変更。（通訳派遣センターと合わせるよう調整） 対面音訳者養成講座を実施（修了者9人） 平成22年度 対面音訳者派遣開始 平成25年度 障害者総合支援法の施行により、手話通訳派遣及び要約筆記者派遣が地域生活支援事業の必須事業となる。						
必要性	日常生活の利便の向上と社会参加の促進に寄与し、福祉の増進を図るため、意思の疎通が困難な視覚・聴覚障がい者等に対し、手話通訳者等の派遣が必要である。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 手話通訳者・要約筆記者派遣 委託 対面音訳者派遣 直営						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額		3,503	4,563	4,128	4,867	4,567	5,809	4,389	
決算額（26年度は見込み）		3,457	3,439	3,255	4,014	4,290	4,374	4,389	
人件費等		847	1,873	2,616	0	826	832		
減価償却費				872	0	323	338		
【事務分担量】（%）		10	30	30	0	10	10		
合計（+ +）		4,304	5,312	6,743	4,014	5,439	5,544	4,389	
特定財源	国	障害者地域生活支援事業補助金	1,292	1,230	1,046	1,133	1,123	1,286	1,132
	都	障害者地域生活支援事業補助金	646	615	523	566	594	643	566
	その他								
一般財源		2,366	3,467	5,174	2,315	3,722	3,615	2,691	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	派遣回数（手話通訳）	713	755	669	777	801	775	775	
	派遣時間数（手話通訳）	1,200	1,337	1,202	1,479	1,506	1,505	1,505	
	派遣回数（要約筆記）	11	60	36	71	59	67	67	
	派遣回数（対面音訳）	-	-	8	56	48	42	42	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	対面音訳派遣等謝礼	107	報償費	対面音訳派遣等謝礼	97	報償費	対面音訳派遣等謝礼	156
役務費	対面音訳者保険料	6	役務費	対面音訳者保険料	7	役務費	対面音訳者保険料	6
委託料	手話通訳	3,930	委託料	手話通訳、要約筆記	4,270	委託料	手話通訳、要約筆記	4,227
	要約筆記	247						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	実利用者数（手話通訳）	55	57	52	60	60	-
	派遣回数（手話通訳）	777	801	775	842	842	-
	派遣回数（要約筆記）	71	59	67	67	67	-

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	障がい者の社会参加を促進するために重要な事業である。

議会議事録（要旨）	21年四定 「視覚障がい者への対面音訳者の派遣について」
-----------	------------------------------

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-14	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	日常生活用具給付事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	担当者名	萩原
				内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-02	日常生活用具給付事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	44年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱等			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	在宅の心身障がい者（児）及び難病患者に対し、各種の日常生活用具を給付することにより、障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援する。						
対象者等	区内に居住する重度の心身障がい者（児）及び難病患者で、給付種目により対象者は異なる。						
内容	<p>【給付種目】・障がい者（児）… 国基準6種目                  介護・訓練支援用具（10品目）…特殊寝台（基準額：162,800円）等                  自立生活支援用具（17品目）…入浴補助用具（基準額：90,000円）等                  在宅療養等支援用具（7品目）…ネブライザー（基準額：36,000円）等                  情報・意思疎通支援用具（25品目）…ポ-タブルコーダ-（基準額85,000円）等                  排泄管理支援用具（5品目）…蓄便袋（基準額：8,858円）等                  住宅改修費（1品目）…小規模住宅改修（基準額：200,000円）</p> <p>・難病患者… 国基準（18品目） 動脈血中酸素飽和度測定器（基準額：157,500円）等</p> <p>【給付方法】 障がい者（児）等からの日常生活用具の申請に基づき、給付対象品目の給付を行う。                  用具の給付については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】 本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>						
経過	昭和44年	事業開始（給付品目・対象者は、国・都の改正に合わせて随時修正）					
	平成16年 4月	品目ごとに耐用年数導入					
	平成18年 1月	利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）					
	平成18年10月	障害者自立支援法施行により、地域生活支援事業に位置付け、品目を整理 補装具より移行…歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具 補装具へ移行…重度障害者用意思伝達装置 ストマ用装具… 対象者190人、件数733件 影響額6,110,488円（H18実績）					
	平成20年 4月	品目追加（視覚障害者用パソコン支援ソフト、パソコン入力支援用具）					
	平成22年 4月	利用者負担改定（非課税世帯1,100円 0円）					
	平成25年 4月	障害者自立支援法改正 難病患者の日常生活用具が障害者総合支援法の対象となる					
必要性	障害者総合支援法第77条に規定する地域生活支援事業の必須事業であり、障がい者の在宅生活や自立した生活に重要であり、介護者の負担軽減にも寄与する。						
実施方法	（2一部委託）		（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）				
	【決定・支払】直営		【給付】業者委託				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		28,597	26,417	26,519	28,763	31,309	31,442	33,405
決算額（26年度は見込み）		25,124	26,100	26,513	25,561	31,074	28,814	33,405
人件費等		3,388	1,222	2,180	2,541	1,652	1,663	
減価償却費				726	933	645	676	
【事務分担量】（%）		40	15	25	30	20	20	
合計（+ +）		28,512	27,322	29,419	29,035	33,371	31,153	33,405
特定財源	国	9,039	9,449	8,417	7,407	8,076	8,387	8,685
	都	4,394	4,708	4,003	3,626	3,964	4,193	4,343
	その他							
一般財源		15,079	13,165	16,999	18,002	21,331	18,573	20,377
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	給付件数・児童（件）	75	59	67	43	52	46	56
	給付件数・成人（件）	2,357	2,489	2,341	2,344	2,797	2,568	2,976
	給付件数・難病（件）	5	2	4	2	4	2	4

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	児童分（一般）	384	扶助費	児童分、成人分、難病分	28,814	扶助費	児童分、成人分、難病分	33,405
	成人分（一般）	7,317						
	児童分（ストマ）	509						
	成人分（ストマ）	22,669						
	難病	195						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	給付件数・児童分（件）	43	52	46	56	56	一般及びストマ
	給付件数・成人分（件）	2,344	2,797	2,568	2,976	2,980	一般及びストマ
	給付件数・難病分（件）	2	4	2	4	4	-

（問題点・課題） （指標分析）	・利用者のニーズや機器の進化等を踏まえ、用具の種目や基準額について検討する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区の実 法定事業

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
用具の種目や基準額について、利用者のニーズや機器の進化、価格水準を踏まえ検討していく。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	重点的に推進	障がい者及び難病患者本人の生活を容易にし自立を高めるとともに、介護する者を支援するため、品目見直し等の検討を加えつつ継続して実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-15	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	移動支援事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	
			担当者名	皆川	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-03	移動支援事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	61 年度	根拠	障害者総合支援法			
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区障害者(児)移動支援支給事業実施要綱			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	障がい者及び障がい児が外出する際の移動を支援することにより、外出が困難な障がい者等の通院、通学、社会参加を促し、もって障がい者等の福祉の向上に寄与することを目的とする。						
対象者等	手帳所持者（身体障がいについては視覚障がい者及び1～3級の両上肢・両下肢機能障がい者等）自立支援医療（精神通院医療に限る）の対象となる者 区内の心身障がい学級、特別支援学級、学童クラブ、通所施設、特別支援学校等に在籍する障がい者等 その他区長が必要と認める者						
内容	<p>【実施内容】 障害者総合支援法の地域生活支援事業として実施。</p> <p>【荒川区独自施策】 通学の為の移動支援、介護施設等への移動支援を認める。利用者負担無し。</p> <p>【利用方法】 申請 決定 受給者証交付 事業者と契約・利用（ただし、提供時間数を超過して利用した分については自己負担とする）</p> <p>支援費制度（平成18年9月まで）においては、身体介護が必要な利用者はホームヘルプ（身体介護を伴う移動支援）利用をしていた。</p>						
経過	昭和61年 4月	視覚障害者ガイドヘルプ事業開始					
	平成14年 10月	知的障害者ガイドヘルプ事業開始					
	平成15年 4月	支援費制度居宅介護事業に移行					
	平成18年 10月	障害者自立支援法地域生活支援事業に移行					
	平成23年 10月	法改正により、重度視覚障がい者の移動支援が同行援護に移行					
必要性	心身障がい者の自立と社会参加を促進し、介護世帯員の負担軽減を図り、在宅生活の継続を可能とするため必要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】直営 【サービス提供】移動支援事業者71社・荒川区社会福祉協議会						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		128,005	170,032	225,107	340,191	249,865	263,579	301,451
決算額（26年度は見込み）		128,005	170,032	210,855	241,945	229,242	262,758	301,451	
人件費等		1,271	1,915	1,116	4,235	2,690	3,743		
減価償却費				1,162	1,555	1,484	1,521		
【事務分担量】（%）		15	55	40	50	46	45		
合計（+ +）		129,276	171,947	213,133	247,735	233,416	268,022	301,451	
特定財源	国	障害者地域生活支援事業補助金	40,903	61,080	59,145	61,476	54,053	69,550	70,539
	都	障害者地域生活支援事業補助金等	21,887	31,965	29,572	33,084	29,780	38,111	37,531
	その他	移動支援費返還金				942	1,935	1,451	
	一般財源		66,486	78,902	124,416	152,233	147,648	158,910	193,381
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	移動支援利用時間数	56,712	72,649.5	85,104	93,173	78,319	85,279.5	89,557.5	
	移動支援実利用者数	273	321	376	425	412	404	420	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	移動支援	229,242	扶助費	移動支援	262,758	扶助費	移動支援	301,451

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	移動支援提供時間数	93,173	78,319	85,279.5	89,557.5	94,035.4	-
	身体介護を伴う移動支援提供時間数	54,293.5	57,521.5	65,132.5	68,063.7	71,466.9	-
	身体介護を伴わない移動支援提供時間数	38,879.5	20,797.5	20,147	21,493.8	22,568.5	-

（問題点・課題分析）	居宅介護サービスと移動支援との区別が曖昧な事業所や利用者が見られる。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区の法定事業の実況

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
新規事業者への案内や支給決定の際の説明を徹底する。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	社会参加を促進するために重要な事業である。

（議会要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-17	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	訪問入浴サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形		
		担当者名	塚原	内線	414		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-03-05	訪問入浴サービス事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	60 年度	根拠	障害者総合支援法第7条			
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区心身障害者入浴サービス事業実施要綱			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	家庭において入浴困難な重度な心身障がい者に対し、入浴の機会を提供することにより、障がい者の健康の増進をはかり、もって心身障がい者福祉の向上に資することを目的とする。						
対象者等	下肢または体幹機能障がいに係わる障がい者が3級以上の身体障がい者および2度以上の知的障がい者で入浴することが困難な者。ただし、65歳以上及び40～64歳の特定疾患については介護保険の対象とする。						
内容	<p>入浴サービスは、巡回入浴車を派遣し、浴槽を居宅に搬入したうえでサービスを行う。ただし、利用者の状態で実施できない場合に限り、施設での入浴サービスを実施する。（看護師、介助員計3名で対応）</p> <p>入浴サービスは、洗体、洗髪及び洗顔を行う。これらが実施できない場合は清拭で対応する。</p> <p>入浴の実施回数は年間52回（原則週1回実施）</p> <p>利用者負担は入浴サービスについてはなし</p>						
経過	<p>昭和60年 4月 事業開始（実施回数年間16回）</p> <p>昭和61年 4月 実施回数年18回に増</p> <p>平成元年 4月 実施回数年24回に増</p> <p>平成 4年 4月 支給対象拡大（身体下肢、体幹3級以上、知的2度以上）、実施回数年30回に増</p> <p>平成 6年 4月 実施回数年36回に増</p> <p>平成 8年 4月 感染症対策・理容サービス併用を追加する。</p> <p>平成12年 4月 介護保険対象除外とし利用者負担導入する。</p> <p>平成13年 4月 国・都の補助対象事業にするため荒川たんぼセンターに事業を移行する。</p> <p>平成13年10月 あわせて施設入浴サービスを実施する。</p> <p>平成18年 4月 実施回数年52回に増</p> <p>平成19年 4月 地域生活支援事業となり、利用負担額を無料とする。</p>						
必要性	家庭で入浴困難な障がい者が、地域生活する上で、入浴は欠かせない基本的な要素である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 指名一般競争入札による。 平成17年度からアースサポート株式会社に委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		5,822	5,577	4,984	6,120	6,603	6,471	6,300
決算額（26年度は見込み）		3,794	3,974	4,594	5,859	5,683	4,743	6,300	
人件費等		1,694	1,222	872	847	826	832		
減価償却費				291	311	323	338		
【事務分担量】（%）		20	15	10	10	10	10		
合計（+ +）		5,488	5,196	5,757	7,017	6,832	5,913	6,300	
特定財源	国	障害者地域生活支援事業補助金	1,356	1,451	1,431	1,654	1,489	1,395	1,638
	都	障害者地域生活支援事業補助金	678	725	716	827	744	697	819
	その他								
	一般財源								
		3,454	3,020	3,610	4,536	4,599	3,821	3,843	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	訪問入浴実施回数	449	425	522	630	611	510	630	
	登録人数	12	10	16	16	17	16	16	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	入浴サービス委託料	5,683	委託料	入浴サービス委託料	4,743	委託料	入浴サービス委託料	6,300

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	延べ入浴利用回数	630	611	510	630	630	-
	登録人数	16	17	16	16	16	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	
況（要旨）	

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-18	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	手話講習会事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形		
		担当者名	今井	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-03-06	手話講習会事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	61年度	根拠	荒川区手話講習会運営要領		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話技術等の指導を行うことにより、手話奉仕活動に従事する者を養成し、もって聴覚障がい者の福祉の増進を図る。						
対象者等	区内在住又は区内を日常活動の場とする者で、聴覚障がい者の福祉に理解と熱意を有する者。						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先 荒川区社会福祉協議会に委託し実施。</li> <li>・講師 聴覚障がい者団体及び手話サークルの協力を得て行っている。</li> <li>・受講者 区報等で公募する。</li> <li>・受講料 無料（ただしテキスト代は自己負担）</li> <li>・講習内容 <ul style="list-style-type: none"> <li>初級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各50名程度</li> <li>中級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各30名程度</li> <li>上級コース（昼・夜） 30回（1回2時間） 定員各20名程度</li> <li>手話通訳奉仕員養成コース（夜） 20回（1回2時間） 定員各20名程度</li> </ul> </li> </ul>						
経過	<p>平成10年 4月 副読本を自己負担化。</p> <p>平成11年 4月 テキスト代自己負担化 回数増：上級手話講習会回数増（25回 30回）</p> <p>平成12年 4月 回数増：上級手話講習会回数増（30回 40回）（手話通訳者の育成を図る）</p> <p>平成16年 4月 手話通訳者の育成強化の為、講習コース設定及び内容を見直し、それぞれの講習目的を明確にした。</p> <p>平成20年 4月 手話通訳者の育成を促進するため手話講習会の種別、対象者を変更した。</p> <p>平成21年 4月 初級の謝礼単価を増額した。 （講師：6,000 11,500円、助手：3,000円 5,750円 中級と同額）</p> <p>平成24年 4月 養成コースを1クラスに統合した。（昼開講）</p> <p>平成25年 4月 養成コースを夜間開講とした。</p>						
必要性	聴覚障がい者の福祉の増進を図るために、手話奉仕活動に従事する者を養成することが必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託先】荒川区社会福祉協議会						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	4,261	4,997	5,050	5,020	4,636	4,863	4,977	
決算額（26年度は見込み）	4,227	4,996	5,007	4,982	4,588	4,663	4,977	
人件費等	424	81	436	0	0			
減価償却費			145	0	0			
【事務分担量】（%）	5	1	5	0	0			
合計（+ +）	4,651	5,077	5,588	4,982	4,588	4,663	4,977	
特定財源	国	1,486	1,825	1,560	1,404	1,202	1,371	1,294
	都	743	912	780	702	601	685	647
	その他							
一般財源	2,422	2,340	3,248	2,876	2,785	2,607	3,036	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	初級受講者数	40	59	54	33	50	45	45
	中級受講者数	28	34	41	35	29	36	36
	上級受講者数	18	22	23	23	27	27	27
	通訳養成受講者数	8	8	8	5	3	4	4

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費・事務管理費	4,588	委託料	事業費・事務管理費	4,663	委託料	事業費・事務管理費	4,977

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	初級・中級コース修了者数	56	61	58	64	64	-
	上級・通訳養成コース修了者数	20	23	23	24	24	-
	手話通訳者登録数	1	1	1	2	2	-

（問題点・課題分析）	受講生の応募が定員に満たない状況が続いている。 今後、さらに受講生を増やし裾野を広げていくため、PR方法等について引き続き検討する必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
受講生を広く集めるためのPR活動について、委託先の荒川区社会福祉協議会と協力し、積極的に進める。	
受講者の便宜を図るため、通訳養成コースは今年度も夜間開講とする。	
上級コース及び通訳養成コース修了者の手話通訳者登録をすすめていく。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-19	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	自動車運転免許取得・改造助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	担当者名	中村
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-07	自動車運転免許取得・改造助成事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠法令等	障害者総合支援法		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	心身障がい者に対して、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大を図るとともに、重度身体障がい者が運転する自動車の改造に要する経費を助成することにより、重度身体障がい者の社会復帰を図り、もって福祉の増進に資することを目的とする。						
対象者等	【免許助成】身体障害者手帳3級以上の者及び愛の手帳4度以上の者で次に該当する者。区内に3か月以上居住し試験の受験資格を有し、試験に合格の者。前年所得額が40万以下の者。【改造助成】18歳以上の区内在住者で自ら所有・運転し車の一部を改造する必要がある者						
内容	<p>【運転免許助成】（対象経費）入所料、技能・学科教習費及び教材費に相当する経費 （助成額）・実際に要した経費の2/3と限度額を比較し、少ない方を助成 （前年本人所得税額により限度額設定）所得税非課税 = 164,800円、 所得税42,000円以下 = 144,200 所得税42,001円以上400,000円以内 = 123,600円 ただし限定解除は20,600円（限定解除：総重量等による限定を解除する場合。持ち込み車両の重量等の制限及び運転適性検査の際の制限の更新などにより免許証の限定を緩和する場合）</p> <p>【自動車改造費助成】 （対象経費）自動車の操行装置及び駆動装置の改造に要する経費 （助成額）助成限度133,900円（都基準額）（助成額と改造費用の差額は自己負担）</p>						
経過	【運転免許助成】平成14年6月対象者に「愛の手帳4度以上の者（ただし、内部4級以上、下肢・体幹5級以上で歩行困難な者）」を追加した。						
必要性	心身障がい者の日常生活の利便と生活圏の拡大及び社会復帰の促進に寄与している。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 自動車運転免許の取得及び自動車改造に要する費用を助成する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	1,102	732	732	732	598	433	433	
決算額（26年度は見込み）	968	682	134	30	464	299	433	
人件費等	847	245	279	136	135	832		
減価償却費			291	156	161	338		
【事務分担当】（%）	10	10	10	5	5	10		
合計（+ +）	1,815	927	704	322	760	1,469	433	
特定財源	国	323	249	42	9	121	87	112
	都	161	125	21	4	61	43	56
	その他							
一般財源	1,331	553	641	309	578	1,339	265	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	教習費助成者数（新規免許）	3	2	0	0	2	1	2
	教習費助成者数（限定解除）	0	0	0	0	0	0	0
自動車改造費助成者数	4	3	1	1	1	1	1	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	自動車運転教習費助成	330	扶助費	運転教習費、改造費助成	299	扶助費	運転教習費、改造費助成	433
	自動車改造費助成	134						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	自動車運転教習助成者数	0	2	1	2	-	-
	自動車改造費助成者数	1	1	1	1	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 【運転教習費助成】旧都基準上乘せ実施 3区（目黒・渋谷・江戸川）【自動車改造費助成】 3区（中央・目黒・江戸川）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-20	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	障害福祉サービス利用者負担軽減事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	担当者名	荒井 内線 2682
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-01	利用者負担軽減費					
	01-04-02	高額障害福祉サービス費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	18 年度	根拠	障害者総合支援法、児童福祉法（国）			
終期設定	有 無	21 年度	法令等	利用者負担軽減事業運営要綱（区）			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	障害者総合支援法及び児童福祉法で定められている利用者負担金について減免策を講じ、障害福祉サービス等の利用による家計への負担を軽減する。						
対象者等	障害者総合支援法及び児童福祉法に規定する給付費の受給者 区独自軽減については在宅サービス対象						
内容	<p>【利用者負担軽減】（区制度、課税世帯対象） 在宅サービス（居宅介護系サービス、同行援護、短期入所、デイサービス、通所施設、児童通所）の利用者負担割合を10%から3%とする。</p> <p>【通所施設食費軽減】（区制度） 通所施設における食費負担を区立施設については半額とする。また、区外施設については事業者に対し補助あるいは本人に対し精算払いとする。</p> <p>【月額上限額の半額化】（区制度、恒久的措置） 国制度において、所得割による上限額軽減の適用を受けない利用者の月額上限額を半額とする。</p> <p>【高額障害福祉サービス費】（国制度、課税世帯対象） 同一世帯に障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合等、利用者負担上限額の合算が基準額を超えた部分を、高額障害福祉サービス費として支給する。</p>						
経過	<p>平成18年 4月 軽減事業開始</p> <p>平成19年 4月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/4になる。</p> <p>平成20年 7月 【国制度】利用者負担上限額が当初の1/8になる。</p> <p>平成21年 7月 【国制度】所得判定の基準が世帯から本人となる。</p> <p>平成22年 4月 【国制度】低所得1・2の上限月額が無料となる。合わせて都制度が終了。</p> <p>平成24年 4月 障害者自立支援法等改正（補装具が高額サービス費の対象となる）、報酬改定、児童福祉法の改正に伴い児童通所を対象サービスに追加</p> <p>平成25年 4月 障害者自立支援法改正、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（略称・障害者総合支援法）となる</p>						
必要性	非課税世帯（低所得1・2）の利用者負担は無料となったが、課税世帯については、まだ軽減の効果がある。障がいが重度で多くの福祉サービスを必要とする障がい者ほど、利用者負担が多額となってしまうため、充実した障害福祉サービスの利用のためにも必要性は高い。						
実施方法	<p>（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【資格決定】支給決定とあわせて審査し、決定する。</p> <p>【支払】事業所の代理請求・代理受領又は本人への精算払い。居宅介護系のみ国保連に支払委託。</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	23,946	4,572	2,094	2,290	4,069	4,464	4,738	
決算額（26年度は見込み）	4,726	3,035	1,969	2,289	3,729	3,638	4,738	
人件費等	2,541	814	87	847	826	416		
減価償却費			29	311	323	169		
【事務分担量】（%）	30	10	1	10	10	5		
合計（+ +）	7,267	3,849	2,085	3,447	4,878	4,223	4,738	
特定財源	国	障害者自立支援給付費国庫負担金						
	都	361	312	0	0	133	181	
	その他							
	一般財源	6,906	3,537	2,085	3,447	4,479	4,187	4,195
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	利用者負担軽減対象者数（人）	159	166	186	221	242	263	285

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助 及び交付金	利用者負担軽減	3,729	負担金補助等	利用者負担軽減等	3,638	負担金補助等	利用者負担軽減等	4,738
	高額障害福祉サービス	0						

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	利用者負担軽減対象者数（人）	221	242	263	285	300	24年度から障がい児通所含む
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題 分析）	
（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	各区独自の利用者負担軽減策として、食費軽減、利用者負担割合軽減、サービス間での利用負担の合算化、その他がある。 杉並区、練馬区、足立区は障害児通所給付に係る助成のみ

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	安定したサービス利用のため重要な事業である。

（議会 要旨 質問 状況）	
------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-21	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	重度脳性麻痺者介護人派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形		
		担当者名	中村	内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-05-01	重度脳性麻痺者介護人派遣事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成 60年度		根拠法令等	荒川区重度脳性麻痺者介護事業運営要綱			
終期設定	有 無		年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るための援助を行い、もって重度脳性麻痺者の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	区内に在住の方で20歳以上の重度脳性麻痺者でその程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動が出来ない者。障害者総合支援法における障害福祉サービス（短期入所を除く）の支給決定又は、介護保険制度における訪問介護若しくは通所介護サービスを受けている場合には適用しないものとする。						
内容	<p>【介護人】対象者の推薦による家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定</p> <p>【派遣回数】月12回以内</p> <p>【単価】6,560円/回（自己負担なし）</p> <p>【介護内容】外出介助等</p> <p>【利用方法】申請 審査・認定 登録者名簿へ記載（年度更新） 介護券発行（毎月末に障がい者宛てに送付） 請求（翌月10日までに、介護人が介護券を添付して請求）・手当支払</p> <p style="text-align: center;">東京都重度心身障害者手当（6万円/月）との併給可</p>						
経過	昭和60年 平成9年10月  平成15年4月 平成16年7月	<p>全身性障害者介護人派遣事業と同一要綱で実施。（都単独事業）</p> <p>全身性障がい者についてホームヘルプ事業に組み入れられたことにより、単独要綱（区）として事業実施（都10/10補助事業）</p> <p>継続利用者を除き、支援費制度の短期入所以外のサービスとの併給禁止</p> <p>介護人を家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）に限定</p> <p>介護保険制度における訪問介護・通所介護のサービスとの併給禁止</p>					
必要性	重度の脳性麻痺者を介護し、生活圏の拡大を図るため必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	8,502	6,613	3,194	1,890	1,890	945	945	
決算額（26年度は見込み）	6,612	6,298	1,889	1,811	945	945	945	
人件費等	254	245	279	273	271	832		
減価償却費			291	311	323	338		
【事務分担量】（%）	13	10	10	10	10	10		
合計（+ +）	6,866	6,543	2,459	2,395	1,539	2,115	945	
特定財源	国							
	都	重度脳性麻痺者介護人派遣事業補助金	6,612	6,297	1,889	1,810	944	944
	その他							
一般財源	254	246	570	585	595	1,171	1	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	利用実人数	7	7	2	2	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	介護人謝礼	945	報償費	介護人謝礼	945	報償費	介護人謝礼	945

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	利用実人数	2	1	1	1	-	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 実施区：足立・葛飾・江戸川・北・台東・墨田・江東・板橋・豊島・文京・千代田・中央・練馬・中野・新宿・渋谷・港・杉並・世田谷・目黒・品川・大田 金額加算：2区（北・練馬）、回数増：1区（練馬）、年齢引き下げ：2区（豊島・江戸川）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	況問状
-------	-----

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-22	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	留守番看護師派遣事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	担当者名	横井
				内線	2690		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-05-02	留守番看護師派遣事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	21年度	根拠	荒川区重症心身障がい児者留守番看護師派遣事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	在宅で、医療的ケアの必要な重症心身障がい児者に対し、留守番看護師を派遣することにより、健康の保持と安定した地域生活の確保、及び介護者の負担軽減を図る。						
対象者等	区内の住所を有する者で、次のすべての要件を満たす者 18歳未満の時点で愛の手帳（1,2度）を取得した者、身体障害者手帳（下肢又は体幹機能障害の1,2級）を取得した者、又はこれらと同等の障がいを有する者 医療行為を要する者 在宅で生活している者						
内容	<p>【内 容】看護師が対象者の自宅を訪問して、医師の指示書に基づき、介護者に代わり看護及び医療行為を行う。</p> <p>【利用決定】申請書に基づき区で利用決定を行う。決定期間は1年間。</p> <p>【派遣回数】週1回（1～2人体制）</p> <p>【基本時間】1回あたり3時間以内（時間帯は午前9時～午後5時）</p> <p>【自己負担】無料</p> <p>【単価/回】[正看護師] 26,600円 [准看護師] 23,990円（介護保険を横引し正看護師の9割）</p> <p>【研修会】看護師のステップアップを図ることにより、本事業を安定的に実施するため、区内及び近隣区の訪問看護事業所と居宅介護事業所を対象に研修会を実施。</p> <p>【事業報告会】本事業に対する要望や課題を把握するため、訪問看護事業者、訪問介護事業者及び保護者を対象に講演会と意見交換を実施。</p>						
経過	<p>平成21年10月 留守番看護師派遣開始</p> <p>平成22年 4月 留守番看護師派遣事業者意見交換会開催</p> <p>平成23年 4月 派遣回数増（月2回 3回）</p> <p>平成25年 4月 派遣回数増（月3回 週1回）</p>						
必要性	短期入所ができる施設等が少ないこと等による主介護者の負担の軽減のため、必要性が高い。						
実施方法	（2一部委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 区内及び近隣区の訪問看護事業所と委託契約を交わし、利用決定者の自宅に留守番看護師を派遣する						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額		4,859	7,343	9,824	7,009	6,709	6,129	
決算額（26年度は見込み）		535	2,074	3,682	4,203	5,050	6,129	
人件費等		407	1,482	1,270	2,478	1,808		
減価償却費			494	467	968	845		
【事務分担当】（%）		5	17	15	30	25		
合計（+ +）	0	942	4,050	5,419	7,649	7,703	6,129	
特定財源								
国								
都	障害者施策推進包括補助事業補助金	535	2,074	4,056	2,571	2,808	3,064	
その他								
一般財源	0	407	1,976	1,363	5,078	4,895	3,065	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	留守番看護師実利用者数（人数）		3	6	4	5	6	7
	留守番看護師派遣日数（日数）		18	52	84	94	112	162

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	研修会等	65	報償費	研修会等	71	報償費	研修会等	73
食糧費	お茶	2	需用費	お茶	2	需用費	お茶	2
手数料	指示書・意見書	111	役務費	指示書・意見書	91	役務費	指示書・意見書	132
委託料	留守番看護師	4,025	委託料	留守番看護師	4,886	委託料	留守番看護師	5,922

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	留守番看護師実利用者数（人数）	4	5	6	7	8	-
	留守番看護師派遣日数（日数）	84	94	112	162	190	-
	留守番看護師派遣人数（人数）	133	152	184	250	285	-

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・看護事業所と緊急時の対応などについてマニュアル等を作成していく必要がある。</li> <li>・居宅介護事業所や訪問介護支援員との連携を図り、重症心身障がい児者とその家族の、より安定した地域生活確保のため、研修会等を通し、事業についての理解を深める必要がある。</li> </ul>
	他区の実況 （実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
緊急事態等の対応について、事業者連絡会等を通して、マニュアルを作成して配布する。	
居宅介護事業者や訪問介護支援員との連携を図り、重症心身障がい児者とその家族のより安定した地域生活確保に配慮する。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	重症心身障がい児者とその家族の安定した地域生活を確保するため重要な事業である。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-23	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	補装具費支給事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	担当者名	鎌田 内線 2691
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-06-01	補装具費支給事業費					
	01-06-02	中等度難聴児補聴器購入費助成事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	24年度	根拠	障害者総合支援法、荒川区補装具費の代理受領に係る補装具業者の登録等に関する要綱等			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	<p>【補装具費】身体障がい者（児）及び難病患者等の失われた機能を補うため、その部位に応じた補装具の交付又は修理を決定したときに、その費用を支給し、障がい者の福祉の増進に寄与する。</p> <p>【中等度難聴児補聴器購入費助成】身体障害者手帳の交付対象外の中等度難聴児に対してコミュニケーション能力の向上等を促進するため、補聴器購入費用を一部助成し、難聴児の健全な発達を支援する。</p>						
対象者等	身体障害者手帳所持者、難病患者（障がいの部位により、交付対象は異なる） 中等度難聴児（補聴器）						
内容	<p>【補装具の種類】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・視覚障がい者 ... 盲人安全つえ、義眼、眼鏡</li> <li>・聴覚障がい者 ... 補聴器</li> <li>・肢体不自由者 ... 義肢、装具、車椅子、電動車椅子等</li> <li>・難病患者 ... 眼鏡、補聴器、リクライニング車椅子、電動車椅子、重度障害者用意思伝達装置</li> <li>・中等度難聴児 ... 基準に規定する基本構造を満たす補聴器</li> </ul> <p>【支給方法】身体障がい者等からの申請に基づき、給付種目の給付にかかる費用を支給する。補装具の交付又は修理は業者が行う。本人の同意があった場合、業者による費用の代理請求・代理受領が可能。</p> <p>【利用者負担】原則1割負担。世帯の課税状況等により利用者負担上限額の設定あり。（中等度難聴児補聴器購入費助成については、補装具費の利用者負担基準に準じた負担となるよう購入費用を助成する。）</p>						
経過	昭和24年	事業開始					
	平成15年 4月	自己負担金助成制度廃止					
	平成18年 4月	利用者負担改定（非課税世帯0円 1,100円）					
	平成18年10月	障害者自立支援法施行により、補装具費の支給制度に移行し品目整理を行った。					
		日常生活用具より移行...重度障害者用意思伝達装置					
		日常生活用具へ移行...歩行補助つえ、人工喉頭、点字器、ストマ用装具					
	平成22年 4月	利用者負担の国基準改正（低所得者層の利用者負担額が無料となる）					
	平成24年 4月	法改正により高額障害福祉サービスの合算対象となる					
	平成25年 4月	法改正により難病患者を支給対象者に含める					
	平成25年 8月	中等度難聴児補聴器購入費の助成を開始（平成25年8月21日区要綱制定）					
必要性	障がいや難病・難聴より失われた機能を補うものとして補装具は必要であり、必要性は高い。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【決定・支払】直営 【製作・修理】業者委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額		35,737	39,764	35,995	37,955	44,532	53,756	51,031	
決算額（26年度は見込み）		30,868	39,262	35,200	37,164	44,221	50,954	51,031	
人件費等		2,965	1,222	872	678	1,652	1,663		
減価償却費				291	249	645	676		
【事務分担量】（%）		35	15	10	8	20	20		
合計（+ +）		33,833	40,484	36,363	38,091	46,518	53,293	51,031	
特定財源	国	障害者自立支援給付費国庫負担金	17,542	18,770	15,597	21,069	16,235	21,473	24,830
	都	障害者自立支援給付費都負担金等	8,771	9,386	7,799	10,535	8,118	11,081	13,100
	その他								
一般財源		7,520	12,328	12,967	6,487	22,165	20,739	13,101	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	交付（件数）	331	298	298	283	305	345	362	
	修理（件数）	162	144	220	191	179	215	215	
	中等度難聴児補聴器（件数）	-	-	-	-	-	4	10	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	成人分	27,506	扶助費	補装具、中等度難聴児補聴器	50,954	扶助費	補装具、中等度難聴児補聴器	51,031
	児童分	16,715						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	補装具交付（件数）	283	305	345	362	380	-
	補装具修理（件数）	191	179	215	215	215	-
	中等度難聴児補聴器（件数）	-	-	4	10	15	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 補装具：法定事業 中等度難聴児：実施 20 区 未実施 2 区

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	況問状
-------	-----

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-24	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	理美容サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	担当者名	石垣
				内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-07-01	理美容サービス事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	61年度	根拠法令等	荒川区心身障害者理美容サービス事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	理容店、美容店で理容又は美容を受けることが困難な65歳未満の重度の心身障がい者に対し、理容師又は美容師を派遣して理容又は美容サービスを行うことにより、障がい者の保健福祉の向上を図り、もって福祉の増進に資することを目的としている。						
対象者等	区内在住で以下の手帳を所持し、寝たきりの65歳未満の者（所得制限なし） 身体障害者手帳1・2級（但し下肢・体幹にかかる障がい） 愛の手帳1・2度						
内容	<b>【利用方法】</b> 対象者の認定は区が行い、その都度（福）荒川区社会福祉協議会に連絡する。 <b>【実施内容】</b> 社会福祉協議会は以下の基準（認定月）で対象者に理美容券を交付し、使用分を理美容組合に支払う。 <交付枚数> 年間6枚、ただし6月以降は2月に1枚の割合で減ずる。 <b>【単 価】</b> 5,000円 <b>【自己負担】</b> 理美容サービスを受けた者は料金の一部を業者に支払う。 （住民税が課税されている者 1,950円、住民税が非課税の者 970円）						
経過	平成11年4月 平成12年4月 平成13年4月 平成26年4月	対象拡大：知的障がいに係る愛の手帳1・2度を持っている者を対象とした。 自己負担金導入 理容サービスに美容サービスを加えた。 サービス単価を4,850円から5,000円に変更した。					
必要性	理美容店を訪れることが困難な、寝たきりの重度の心身障がい者が、その生活環境を、維持・向上させる上で必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） （福）荒川区社会福祉協議会に委託し実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		709	704	628	570	610	548
決算額（26年度は見込み）		607	585	622	523	438	422	419
人件費等		847	245	279	327	325	832	
減価償却費				291	373	387	338	
【事務分担当】（%）		10	10	10	12	12	10	
合計（+ +）		1,454	830	1,192	1,223	1,150	1,592	419
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		1,454	830	1,192	1,223	1,150	1,592	419
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	理美容券支給者数	31	30	31	32	29	23	23
	利用枚数	130	174	137	114	118	86	90

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	事業費・事務費・管理費	438	委託料	事務費・事務費・管理費	422	委託料	事務費・事務費・管理費	419

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	理美容券支給者数	32	29	23	23	30	-
	利用枚数	114	118	86	90	120	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	
問	
状	

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-25	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	寝具洗濯乾燥消毒事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	担当者名	中村
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-07-02	寝具乾燥消毒事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	58年度	根拠法令等	荒川区心身障害者寝具洗濯乾燥消毒事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	寝たきり状態等にある65歳未満の重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行い、健康の保持を図る。						
対象者等	区内在住、65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を所持し、常時寝たきり等で寝具の洗濯乾燥が困難な者。						
内容	<p>【実施方法】 利用者は区に対し申請する。区の審査・決定後、委託業者に対し委託通知書を送付する。委託業者が利用者宅から1回につき寝具1組（敷布団2枚、掛布団2枚、毛布1枚、枕1個を限度）を回収し、自己負担分の費用を徴収する。（生活保護世帯0%負担、その他10%負担）寝具の乾燥消毒等を行い、利用者宅へ返送する。</p> <p>【実施回数】 ・寝具乾燥消毒 … 年間11回 ・寝具水洗い … 年間1回</p>						
経過	昭和59年4月 平成4年4月 平成12年4月 平成17年4月	対象者拡大（身体障害者手帳2級所持者） 所得制限撤廃、丸洗いに替えて水洗いの実施 対象者の年齢制限、費用負担導入 自己負担割合3%の経過措置廃止					
必要性	寝たきり状態にある重度心身障がい者に対し、寝具の洗濯又は乾燥消毒を行うことにより、健康の保持を図るために必要である。						
実施方法	（3委託）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 業者委託にて実施						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	329	304	247	214	203	206	121	
決算額（26年度は見込み）	221	221	123	155	142	44	121	
人件費等	1,271	245	279	354	352	832		
減価償却費			291	404	420	338		
【事務分担量】（%）	20	10	10	13	13	10		
合計（+ +）	1,492	466	693	913	914	1,214	121	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	1,492	466	693	913	914	1,214	121	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
利用実人数	6	7	4	4	3	3	2	
乾燥実施回数	98	85	43	55	54	40	22	
水洗実施回数	6	6	3	4	3	1	2	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	寝具乾燥消毒	110	委託料	寝具乾燥消毒、寝具洗濯	44	委託料	寝具乾燥消毒、寝具洗濯	121
	寝具洗濯	32						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明	
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)		
標	登録者数	5	5	3	2	-	-	
	実施回数（消毒乾燥）	55	54	40	22	-	-	
	実施回数（水洗い）	4	3	1	2	-	-	

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・墨田・江東・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・葛飾・江戸川 未実施区：足立・品川・練馬

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	況（質問状）

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-26	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	配食サービス事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形		
		担当者名	新山	内線	2681		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-07-03	配食サービス事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	7 年度	根拠法令等	荒川区障害者配食サービス事業実施要綱			
終期設定	有 無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	在宅の重度の障がい者に対し、栄養バランスの取れた食事を提供し、障がい者の健康を食事面から支える。また、配達員が訪問することにより孤立化を防止し、重度障がい者の地域社会での自立生活を支援する。						
対象者等	区内に住所を有し、65歳未満のひとり暮らしの障がい者、65歳未満の障がい者と65歳以上の高齢者のみの世帯又は65歳未満の障がい者のみの世帯であり、次の要件に該当する者。所得制限なし。 身体障害者手帳 上肢、体幹又は視覚障がい1～2級 栄養補給が十分ではない者						
内容	<b>【回数】</b> 週あたり1～7回 昼食のみ <b>【事務の流れ】</b> 利用希望者より利用申請 区により審査・決定 配食業者に対し連絡 配食業者より決定者に対し配食						
経過	平成 9年 4月 対象拡大（65歳未満のひとり暮らし障がい者 障がい者と65歳以上の高齢者世帯、65歳未満の障がい者のみ世帯、ホームヘルパー派遣世帯） 回数増：週2回限度 週3回限度 平成12年 4月 所得基準による自己負担額の区分を見直し、一律400円を徴収 平成14年 4月 全地域を配食業者に委託（自己負担金は直接業者に支払） 平成16年 4月 自己負担一律400円を廃止し、区が1食あたり350円を負担することとする 回数増：週3回限度 週5回限度 平成18年 4月 回数増：週5回限度 週7回限度 平成25年 4月 見守り料350円 250円（高齢者福祉課分の回数上限撤廃による規模増のため） 平成26年 4月 見守り料250円 257円（消費税率5%から8%への変更のため）						
必要性	自ら調理することが困難な重度の障がい者の地域社会における自立生活を支える。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <b>【委託業務名】</b> 障害者配食見守りサービス事業業務委託 <b>【委託業務先】</b> (有)北畔、(株)NRE大増、(株)シアワケイト、合同会社花よりだんご、まごころ弁当王子荒川店						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	491	535	406	553	501	563	382	
決算額（26年度は見込み）	382	364	406	481	477	192	382	
人件費等	1,271	81	436	847	826	832		
減価償却費			145	311	323	338		
【事務分担量】（%）	15	1	5	5	10	10		
合計（+ +）	1,653	445	987	1,639	1,626	1,362	382	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	1,653	445	987	1,639	1,626	1,362	382	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
実利用者数	11	9	10	9	9	9	7	
食数	1,090	1,041	1,159	1,375	1,362	769	1,483	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	業者委託（単価契約）	477	委託料	業者委託（単価契約）	192	委託料	業者委託（単価契約）	382

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	実利用者数	9	9	9	7	8	-
	食数	1,375	1,362	769	1,483	1,247	-

問題点・課題 (指標分析)	利用者の声を委託業者に伝えるような仕組みがないため、委託業者のサービス向上が図りにくい。
	( 実施 8 区 未実施 14 区 不明 0 区 ) 実施している区はすべて民間委託
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
利用者にアンケートを行い、その結果を基に委託業者に対し、食事内容等の助言・指導を行う。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会議案 (要旨)	15年一定 「委託事業者及び調理方法等について」
--------------	--------------------------

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-27	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	福祉電話事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形		
		担当者名	大塚	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-07-04	福祉電話事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	57年度	根拠	荒川区障害者（児）日常生活用具給付等要綱、		
終期設定	有	無	年度	法令等	荒川区福祉電話料助成事業実施要綱		
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	聴覚障がい者又は外出困難な重度身体障がい者が利用する電話の基本料金等を助成することにより、電話等の利用を容易にするとともに、料金の負担を軽減する。						
対象者等	区内在住の生活保護又は前年分所得税非課税世帯で、身体障害者手帳1～2級を有する18歳以上65歳未満の聴覚障がい者又は外出困難な者を有する世帯。						
内容	<b>【実施方法】</b> (1)自己所有の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、助成対象者の電話料金を調査する。 （年1回利用者からNTTから届いた請求書の写しを確認。） 助成限度内の料金を、助成対象者に助成する。 (2)貸与の電話機 利用者は区に申請する。 区は決定後、区長名義の電話機を貸与し、電話料金は公共料金として区で全額支払う。 助成限度額を超える料金について、区は3ヶ月毎に、利用者に請求する。						
経過	昭和57年 4月 事業開始（基本使用料、付加使用料、通話料助成） 平成14年 4月 通話料助成廃止						
必要性	外出困難な重度身体障がい者にとって、外部との交流を図ることは困難である。福祉電話を助成をすることにより、容易に外部との交流が図れかつその機会が増えることは、障がい者にとって必要性が高い。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	1,301	1,312	1,252	1,036	990	908	722	
決算額（26年度は見込み）	1,107	998	905	883	833	670	722	
人件費等	912	367	419	545	542	1,248		
減価償却費			436	622	645	507		
【事務分担量】（%）	25	15	15	20	20	15		
合計（+ +）	2,019	1,365	1,760	2,050	2,020	2,425	722	
特定財源								
国								
都								
その他	58	40	80	76	30	16	25	
一般財源	1,961	1,325	1,680	1,974	1,990	2,409	697	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
電話助成世帯数（貸与）	14	13	12	11	11	7	6	
電話助成世帯数（自己所有）	34	32	28	29	27	27	22	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
12	役務費 貸与分	257	役務費 貸与分		183	役務費 貸与分		209
			負担金補助等 自己所有分		487	負担金補助等 自己所有分		513
	自己所有分	576						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	助成世帯数（貸与）	12	11	7	6	-	各年度末世帯数
	助成世帯数（自己所有）	27	27	27	22	-	各年度末世帯数
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区） 実施区：葛飾区と江戸川区を除くすべての区 実施区については、貸与及び自己所有の基本料助成から、設置料のみの助成まで多様である。 北区では平成23年3月末で新規受付を終了している。

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 状 ）	
-----------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-28	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	緊急通報システム事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	
			担当者名	荻原	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-07-05	緊急通報システム事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	3年度	根拠	荒川区重度身体障害者緊急通報システム事業運営要綱、同民間緊急通報システム事業実施要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	ひとり暮らし等の重度身体障がい者が家庭内で病気、事故等の緊急事態に陥った場合に、緊急通報システムを用いて消防庁、民間受信センター等の関係機関に通報し、速やかに援助を行うことで、重度身体障がい者の生活の安全の確保及び福祉の増進を図る。						
対象者等	18歳以上のひとり暮らし等の重度身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）						
内容	ひとり暮らし等の重度身体障がい者に緊急通報機器を貸与する。 消防庁直通方式（平成25年度まで実施） 【実施内容】 消防庁が利用者及び協力員（原則3名）に安否確認をし、利用者宅へ救助に向かう 【利用方法】 申請 消防庁に登録申請 事業者へ設置先名簿送付 消防署長へ設置計画書提出 設置 【利用者負担】 新規取り付け時に機器の買い取り価格を上限として算出（課税状況、課税額による。ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料） 【協力員謝礼】 継続活動期間が6月以上は年間6,000円相当、6月未満は年間3,000円相当のお買物券支給 民間事業者方式 【実施内容】 民間事業者が利用者に安否確認をし、専門の警備員及び消防署に救助を依頼する 【利用方法】 申請 消防庁に登録申請 事業者が利用者と利用契約締結 事業者が利用者宅に機器設置 【利用者負担】 毎月のレンタル料の3%（ただし、被生活保護世帯及び非課税世帯の方は無料）						
経過	平成 3年 4月 事業開始 平成 13年 4月 協力員活動費1,000円（現金）/月 500円（区内共通お買物券）/月へ変更 平成 18年 4月 緊急通報システム新規設置者自己負担金導入 平成 20年 4月 火災安全システム導入 平成 22年 4月 民間事業者方式を導入 平成 26年 3月 直通方式から民間方式への移行完了						
必要性	ひとり暮らし等の重度身体障がい者の生活の安全を確保する上で必要である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【委託業務名（委託先）】 緊急通報システム委託 消防方式（岩通販売株式会社） 民間方式（上陽テクノ株式会社足立営業所）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	866	737	640	581	577	482	506	
決算額（26年度は見込み）	563	606	588	546	488	471	506	
人件費等	0	570	1,744	1,694	826	832		
減価償却費			581	622	323	338		
【事務分担量】（%）	0	7	20	20	10	10		
合計（+ +）	563	1,176	2,913	2,862	1,637	1,641	506	
特定財源	国							
	都	139	89	153	81	130	110	
	その他					1		
一般財源	424	1,087	2,760	2,781	1,506	1,531	472	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	利用者数（消防方式）（人）	19	18	15	13	9	4	0
	利用者数（民間方式）（人）	-	-	4	9	14	17	18

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	緊急通報協力員謝礼	18	委託料	委託（消防方式・民間方式）	471	委託料	委託（民間方式）	506
委託料	委託（消防方式）	224						
	委託（民間方式）	246						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	利用者数（消防方式）（人）	13	9	4	0	-	-
	利用者数（民間方式）（人）	9	14	17	18	18	-
	-	-	-	-	-	-	-

問題点・課題 （指標分析）	消防庁直通方式の利用者について、平成25年度中に民間事業者方式に移行したところである。今後、民間事業者方式において事業を実施していく。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 消防方式：文京区、台東区、江東区、品川区、目黒区、杉並区、豊島区、足立区 民間方式：千代田区、港区、墨田区、世田谷区、板橋区、葛飾区 消防及び民間方式：中央区、新宿区、大田区、渋谷区、中野区、北区、練馬区、江戸川区

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
民間事業者方式で事業を実施していく中で支援内容について検討していく。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議会 （要旨） 質問状	
-------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-29	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	障がい者紙おむつ購入助成事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	担当者名	中村
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-07-06	障害者紙おむつ購入助成事業費					
事務事業の種類	新規事業	（26年度	25年度）	建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	2年度	根拠	荒川区重度心身障害者（児）紙おむつ購入費助成事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	重度の心身障がい者（児）に対し紙おむつの購入費の一部を助成することにより、介護者の労力及び経済的負担を軽減し、もって福祉の向上に資することを目的とする。						
対象者等	区内在住、3歳以上65歳未満で身体障害者手帳1～2級又は愛の手帳1～2度を有し、おむつを必要とする者。ただし65歳未満で助成を決定した者については、65歳到達後も継続助成とする。所得制限なし。日常生活用具のおむつ受給者および生保受給者は対象外となる。						
内容	<p>受給者は原則として「紙おむつ購入券」の利用となるが、以下の場合「おむつ代助成」を利用できる。</p> <p>入院により病院指定の紙おむつを使用しなければならない者</p> <p>「紙おむつ購入券」で購入することのできるおむつ以外の特殊なおむつを必要とする者</p> <p>【紙おむつ購入券】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区は「紙おむつ購入券」を交付する。利用者は各自紙おむつを選択し、購入券の利用できる介護用品店又は区内の薬局で購入券と引き替え、区は購入券に基づき業者に支払う。</li> <li>・限度額を月額10,000円とする。ただし利用者は1割を業者に支払う。</li> </ul> <p>【おむつ代助成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入した領収書に基づき助成する。</li> <li>・限度額は月額10,000円。但し1割を自己負担とすることから実際の助成金限度額は9,000円となる。</li> </ul>						
経過	平成4年4月	所得制限撤廃（心身障害者福祉手当の所得制限を設けていた）					
	平成12年4月	現物支給について支給方法を1事業者一括購入から、購入券発行に基づく薬局又は介護用品店での引き替えとし、助成限度額を現物・現金ともに10,000円とし、1割の自己負担を導入（ただし、経過措置として平成16年度まで自己負担3%）					
	平成14年4月	業者等の要望に応え仕分けがしやすいように、担当課及び自己負担割合ごとに色違いの購入券を交付					
	平成15年4月	65歳到達者の高齢者保健福祉課への移行を行わず、障害者福祉課にて継続					
	平成17年4月	自己負担割合3%の経過措置廃止					
必要性	おむつを常時使用していることは、経済的負担が大きく、また介護者の労力も大きい。購入費の一部を助成することによりそれぞれの負担を軽減し福祉の向上を図るために必要である。						
実施方法	<p>（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【直営分】おむつ代助成について、常勤職員が審査・支払</p> <p>【一部委託】委託先：荒川薬業協同組合（62事業者）荒川区介護福祉サービス事業者組合（10事業者）</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		17,259	16,592	16,746	18,520	17,999	20,869	19,488
決算額（26年度は見込み）		15,055	15,666	16,746	18,047	17,786	17,917	19,488
人件費等		1,694	367	1,605	1,392	1,781	2,911	
減価償却費				930	933	1,129	1,183	
【事務分担当】（%）		30	15	32	30	35	35	
合計（+ +）		16,749	16,033	19,281	20,372	20,696	22,011	19,488
特定財源	国							
	都							
	その他							
一般財源		16,749	16,033	19,281	20,372	20,696	22,011	19,488
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	おむつ購入券使用枚数	6,948	6,987	7,597	8,260	8,102	9,760	8,662
	おむつ購入券対象者延数	1,872	1,432	1,944	2,154	2,106	2,412	2,232
	おむつ代助成対象者延件数	304	359	361	368	380	382	388

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	おむつ購入券	14,584	扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	17,917	扶助費	おむつ購入券、おむつ代助成	19,488
	おむつ代助成	3,202						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	購入券対象者実人数	186	199	170	182	-	-
	おむつ代助成対象者実人数	42	44	45	35	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 現物給付 19区 現金助成 14区 購入券等給付 2区
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	
況（質問状）	

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-30	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	住宅設備改善給付事業		部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	
			担当者名	荻原	内線	2682	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-07-07	住宅改善給付事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	60年度	根拠	荒川区重度身体障害者（児）住宅設備改善給付事業実施要綱・同要領		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	在宅の重度身体障がい者（児）に対し、その居住する家屋の浴場等の住宅設備の改善に要する費用を給付し、障がい者の自立を高め、介護者を支援する。						
対象者等	区内に居住する重度の身体障がい者（児）で、給付種目により対象は異なる。介護保険対象者は介護保険対象外の種目のみが対象となる。						
内容	<p>【給付種目及び基準額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模住宅改修 基準額 641,000円</li> <li>・屋内移動設備（機器本体） 基準額 979,000円</li> <li>・屋内移動設備（設置費） 基準額 353,000円</li> <li>・階段昇降機（直線） 基準額 700,000円</li> <li>・階段昇降機（曲線） 基準額 1,483,000円</li> </ul> <p>【給付方法】</p> <p>障がい者（児）等からの住宅設備改善の申請に基づき、調査による審査を行い、給付対象種目の給付を行う。住宅の改修については業者に委託する。</p> <p>【利用者負担】</p> <p>本人及び生計同一者の前年の所得税又は住民税額に基づき、利用者負担額を算定</p>						
経過	昭和60年	事業開始					
	平成14年 4月	浴場・便所・玄関・台所・居室の改修を、中規模改修として一本化					
	平成17年 4月	高齢者施策としての「階段昇降機」の廃止に伴い、65歳以上の障がい者に対しての階段昇降機を対象化					
	平成18年10月	自立支援法に伴い小規模改修（20万円以下）が日常生活用具給付事業へ移行					
	平成22年 4月	利用者負担改定（非課税世帯1,100円 0円）					
必要性	障がい者（児）の在宅生活に必要な不可欠な住宅改修であり、障がい者本人の自立や介護者の負担軽減に寄与している。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）						
	【決定・支払】直営						
	【住宅改修】業者委託						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		6,334	3,040	8,059	5,627	6,464	5,561
決算額（26年度は見込み）		4,895	3,040	8,059	5,000	3,799	2,275	5,005
人件費等		1,694	244	436	423	413	416	
減価償却費				145	156	161	169	
【事務分担量】（%）		20	3	5	5	5	5	
合計（+ +）		6,589	3,284	8,640	5,579	4,373	2,860	5,005
特定財源	国							
	都		640	665	0	0	0	0
	その他							
一般財源		5,949	2,619	8,640	5,579	4,373	2,860	5,005
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	中規模改修（件）	2	0	2	3	2	0	2
	階段昇降機（曲線）（件）	2	1	1	2	1	1	2
	階段昇降機（直線）（件）	1	1	4	0	0	1	0
	屋内移動設備（件）	0	2	5	2	2	1	2

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	中規模改修	1,279	扶助費	階段昇降機、屋内移動設備等	2,275	扶助費	中規模改修、階段昇降機等	5,005
	階段昇降機（直線）	0						
	階段昇降機（曲線）	1,481						
	屋内移動設備	1,039						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	給付件数・児童分（件）	0	0	0	0	0	-
	給付件数・成人分（件）	7	5	3	6	7	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	況（質問状）
-------	--------



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師等謝礼	110	報償費	講師等謝礼	124	報償費	講師等謝礼	124
賄費			需用費	事務消耗品等	27	需用費	事務消耗品等	29
一般需用費	事務消耗品等	27						
委託料								
使用料								

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	研修会参加者数	34	42	27	55	60	-
	交流会参加者数	80	-		-	-	-
	講演会参加者数	250	-		-	-	-

問題点・課題 （指標分析）	コミュニケーションの困難により福祉サービス等の情報が本人のもとに届かず、孤立しがちである。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
・盲ろう者の定期的な訪問支援を実施し、閉じこもりがちな盲ろう者の支援をする。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	盲ろう者の日常生活を支援する。

議会 （要旨） 質問状	
-------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-32	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	福祉タクシー事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形		
		担当者名	荒井	内線	2682		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-08-01	福祉タクシー事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和 平成	56 年度	根拠	荒川区福祉タクシー利用券交付事業実施要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等	荒川区リフト付自動車利用助成事業実施要綱			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	【福祉タクシー券】日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、福祉タクシー券を支給する。 【リフト付タクシー】通常のタクシー利用が困難な心身障がい者（児）に対し、リフト付自動車の利用料金の一部を助成し、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図る。						
対象者等	【福祉タクシー券】区内在住で、愛の手帳1・2度、下肢・体幹機能障がい1～3級、視覚障がい1・2級等の手帳所持者 施設等入所者は除く、所得制限あり 【リフト付タクシー】下肢又は体幹機能障がい1・2級の電動車椅子利用者等 平成26年度登録者数36人						
内容	【福祉タクシー券】 申請月に応じて1ヵ月毎に1冊3,400円分の福祉タクシー券を交付。（12ヵ月決定者は、40,800円分） 利用者は、区が委託契約を締結している事業者の中から利用する事業者を任意に選択し、利用の際は手帳を提示し、タクシー券により支払う。 乗車地域は23区内 区は事業者に対し、使用済みタクシー券の額面表示額及び事務手数料（3%）を支払う。 【リフト付タクシー】 あらかじめ区に登録申請し、利用認定を受けた者にリフト付自動車利用助成券を交付する。 利用者は、区が委託契約を締結している事業者から利用する事業者を任意に選択し、直接予約をして利用する。その際、利用助成券を事業者へ渡すとともに通常の中型タクシー料金を支払う。 乗降車区域は23区内及び三鷹市、武蔵野市内（走行距離上限105kmまで） 区は事業者に対し、利用助成券に基づき、総額から利用者負担を除いた助成金を支払う。						
経過	昭和57年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（内部障がい者1級、知的障がい者2度以上） 平成 4年 4月 リフト付タクシー運行事業開始 平成 5年 4月 タクシー券の金額変更（年最高36,000円 41,000円） 平成 6年 4月 タクシー券の支給対象者拡大（上肢機能障がい者1級） 平成10年 4月 タクシー券に所得制限（心身障害者福祉手当基準）導入 平成11年 4月 タクシー券の金額変更（年最高額40,800円）乗降車区域を23区内とする 事務手数料を8%とする（平成12年：5%、平成13年～：3%） 平成14年 4月 偽造防止タクシー券を発行（16年度には氏名記載と手帳提示を義務化） 平成21年 4月 不正防止策として全券面にカナ氏名と交付番号を印字 平成22年 4月 肝臓機能障がい者が交付対象となる 平成25年 4月 タクシー券表紙にカナ氏名、券面には交付番号印字のみに変更						
必要性	障がい者の生活圏の拡大、社会参加の推進を図る手段として、柔軟な対応が可能なタクシー等による移動は必要不可欠であり、本事業は必須である。						
実施方法	（3委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【福祉タクシー券】 委託先：東京都個人タクシー協同組合 他140社（うち車いす対応65社） 【リフト付タクシー】 委託先：日立自動車 他3社						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	105,330	104,630	107,038	106,174	106,927	108,640	108,664	
決算額（26年度は見込み）	103,271	101,755	101,627	103,864	105,262	103,271	108,664	
人件費等	4,967	6,231	9,226	5,899	5,492	2,947		
減価償却費			4,358	2,799	2,904	1,859		
【事務分担量】（%）	90	125	150	90	90	55		
合計（+ +）	108,238	107,986	115,211	112,562	113,658	108,077	108,664	
特定財源								
国								
都	障害者施策推進包括補助事業補助金							
その他								
一般財源	106,814	106,899	114,418	110,432	111,620	106,496	106,622	
実績の推移								
事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
福祉タクシー券 交付人数（人）	2,865	2,874	2,896	2,976	3,045	2,985	3,045	
リフト付タクシー 実利用者数（人）	15	15	17	22	23	24	24	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	タクシー券印刷製本	1,821	需用費	タクシー券印刷製本	1,863	需用費	タクシー券印刷製本	2,230
	その他	44	役務費	郵送料	1,436	役務費	郵送料	1,803
役務費	郵送料	1,470	委託料	申請書封入委託、タクシー業務委託等	99,972	委託料	タクシー業務委託等	104,631
委託料	申請書封入委託	38						
	タクシー券封入委託	34						
	タクシー業務委託	97,893						
	リフト付自動車助成	3,962						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	福祉タクシー券 交付人数（人）	2,976	3,045	2,985	3,045	3,106	-
	リフト付タクシー 実利用者数（人）	22	23	24	24	24	-
	-	-	-	-	-	-	-

問題点・課題 （指標分析）	平成26年4月現在で契約しているタクシー会社は141社であり、契約事務や支払事務などが煩雑化している。
	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） ・墨田区 タクシーとガソリン給油の共通券 ・葛飾区 手当（外出支援分）として、月額2,500円を支給
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	・業務の効率化について検討する。	・業務の効率化について検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-33	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	コミュニティバス障がい者利用負担助成	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	担当者名	中村
				内線	2683		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-08-02	コミュニティバス障害者利用負担軽減費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	17年度	根拠法令等	荒川区コミュニティバス障害者運賃補助要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	荒川区内を運行するコミュニティバスの運賃を身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者については無料とし、障がい者の交通移動手段の確保及びバス利用の促進を図り、もって障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。						
対象者等	障がい者手帳所持者（区民以外も可）でコミュニティバス利用者						
内容	<p>【運賃免除方法】コミュニティバス乗車時に運転手に対し障がい者手帳を提示し、運賃免除を受ける。</p> <p>【補助方法】コミュニティバス運行事業者（京成バス）からの実績報告に基づく運賃免除実績人数により、通常運賃から民営バス割引額を差し引いた本人負担額を、運行事業者に対し補助金額として支払う。</p> <p>【民営バス運賃割引】 身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の単独利用...5割免除 第1種身体障害者手帳又は愛の手帳所持者の介護者同伴...5割免除 精神障害者保健福祉手帳所持者の単独利用...5割免除</p> <p>精神障がい者の取扱経過コミュニティバス運行開始時においては、精神障がい者については民営バス運賃割引が適用されなかったため、全額区が負担していた。精神障害者保健福祉手帳が2年間の有期手帳であるため、所持者全員が写真付手帳となる平成20年10月から、民営バス運賃割引適用後の5割について区が負担することとなった。</p>						
経過	<p>平成17年 4月20日 バス運行開始</p> <p>平成20年10月 コミュニティバス専用バスの運用開始 精神障害者保健福祉手帳所持者が対象となり、全障がい者が運賃免除の対象となる 南千住ルート運行開始</p> <p>平成24年11月 町屋ルート運行開始</p>						
必要性	荒川区内を運行するコミュニティバスは障がい者に配慮された車両を導入し、障がい者の使いやすい交通手段として利用されている。障がい者の交通手段を確保するため、運賃免除が必要である。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>【補助支払】四半期毎実績払い</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		1,908	1,857	2,379	3,173	4,857	7,108
決算額（26年度は見込み）		1,515	1,720	2,346	3,173	4,667	7,005	9,995
人件費等		2,118	122	279	273	271	832	
減価償却費				291	311	323	338	
【事務分担当】（%）		25	5	10	10	10	10	
合計（+ +）		3,633	1,842	2,916	3,757	5,261	8,175	9,995
実績の推移	特定財源							
	国							
	都							
	その他							
	一般財源	3,633	1,842	2,916	3,757	5,261	8,175	9,995
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	補助件数（延べ人数）	17,146	21,583	29,364	39,679	58,362	87,562	88,872
	バス発行件数	286	82	41	289	56	139	150

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補	さくら	2,825	負担金補助等	さくら、汐入・町屋さくら等	7,005	負担金補助等	さくら、汐入・町屋さくら等	9,995
助及び交	汐入さくら	1,475						
付金	町屋さくら	364						
	乗り継ぎ	3						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	補助件数（延べ人数）	39,679	58,362	87,562	88,872	-	-
	バス発行件数	289	56	139	150	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
	（実施 2 区 未実施 20 区 不明 0 区） 無料：千代田・墨田 障害者割引：大田・板橋・練馬・足立・葛飾
（状況の実）	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（議会要旨）	
--------	--



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費			役務費	郵便料	35	役務費	郵便料	53
役務費	郵便料	28	扶助費	ガソリン助成	9,207	扶助費	ガソリン助成	10,447
扶助費	ガソリン助成費	8,192						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	助成対象者数（人数）	256	288	311	322	-	各年度末助成決定者数
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 21 区 未実施 1 区 不明 0 区） 未実施：中野区 葛飾区は手当と合わせて支給（月額2,500円） 大田区はタクシーと自動車燃料支払が共通で使える移送サービス利用券を支給（月額3,600円） 墨田区はタクシーと自動車燃料支払が共通で使える助成共通券を支給（年間30,000円）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
個別対応で分かりやすく説明をしていく。	

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	
問	
状	



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	窓空き封筒	44	需用費	窓空き封筒	50	扶助費		646,486
委託料	支払通知封入委託	31	委託料	支払通知封入委託	31	委託料	支払通知封入委託	33
扶助費	心身障害者福祉手当	637,889	扶助費	心身障害者福祉手当	636,634	需用費	心身障害者福祉手当	0

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	手当受給者数	3,724	3,748	3,711	3,730	-	
	-						
	-						

問題点・課題 (指標分析)	難病医療費助成制度の改正（マル都医療券対象疾病の変更）により、支給対象疾病の変更が見込まれる。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	難病医療費助成制度改正の動向を注視するとともに、東京都の対応を踏まえながら、区として必要な対応を行っていく。	-
	-	-
	-	-

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-36	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	特別障害者手当等（国制度）	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形		
		担当者名	鎌田	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-09-02	特別障害者手当支給事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	39 年度	根拠	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画	非計画		
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	重度の障がい者を有する者に対し、特別障害者手当等を支給し、福祉の増進と所得保障の一助とする。						
対象者等	特別障害者手当：20歳以上の者で重度障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者 障害児福祉手当：20歳未満の者で重度障がいのため、日常生活において常時介護を必要とする者 経過福祉手当：従来の福祉手当受給者で障害基礎年金も特別障害者手当も支給されない者（新規なし）						
内容	<p>上記対象者からの申請に基づき、審査をし、手当支給の決定を行う（所得制限あり）</p> <p>【手当の支給期間】 申請をした月の翌月から手当を支給すべき事由が消滅した月まで支給。</p> <p>【支給方法】 5月、8月、11月、2月の年4回、支払月の前月分までを、本人口座へ振込む。</p> <p>【手当月額】 特別障害者手当 26,080 26,000円（26年4月改定） 障害児福祉手当 14,180 14,140円（26年4月改定） 経過福祉手当 14,180 14,140円（26年4月改定）</p>						
経過	<p>昭和61年度 従来の福祉手当を廃止して、特別障害者手当、障害児福祉手当が創設された。なお、特別障害者手当に該当せず、障害基礎年金及び特別障害給付金を受給できない者に対して、経過福祉手当を支給している。（経過福祉手当の新規申請はできない）</p> <p>平成10年度 事務事業評価により、11年度より支払通知を年3回から1回に変更。</p> <p>平成19年9月 区嘱託医を設置。特別障害者手当等受給資格に係る障がい程度の判定を依頼。（判定が困難な事例および判定医専門外の事例は都へ協議する。）</p>						
必要性	国制度の実施						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		56,295	59,953	62,969	67,652	72,725	74,597	75,629
決算額（26年度は見込み）		56,103	59,856	62,957	67,624	70,474	70,762	75,629	
人件費等		2,118	1,629	1,744	4,235	3,304	3,327		
減価償却費				581	1,555	1,291	1,352		
【事務分担量】（%）		25	20	20	50	40	40		
合計（+ +）		58,221	61,485	65,282	73,414	75,069	75,441	75,629	
特定財源	国	特別障害者手当等給付費国庫負担金	41,943	44,759	47,030	50,510	52,606	52,725	56,570
	都								
	その他				79	29	0	0	
	一般財源		16,278	16,726	18,252	22,825	22,434	22,716	19,059
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	特別障害者手当受給者数（人数）	151	157	170	186	194	202	214	
	障害児福祉手当受給者数（人数）	55	62	65	64	57	59	57	
	経過福祉手当受給者数（人数）	15	14	14	13	11	10	8	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	判定医謝礼	156	報償費	判定医謝礼	208	報償費	判定医謝礼	156
役務費	郵送料	41	役務費	郵送料	42	役務費	郵送料	45
扶助費	特別障害者手当	70,277	扶助費	特別障害者手当	70,512	扶助費	特別障害者手当	75,428

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	特別障害者手当受給者数（人数）	186	194	202	214	227	
	障害児福祉手当受給者数（人数）	64	57	59	57	55	
	経過的福祉手当受給者数（人数）	13	11	10	8	8	

（問題点・課題分析）	
（他区の実況）	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

（議会要旨）	
--------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-37	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	障がい者福祉給付金事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形		
		担当者名	鎌田	内線	2691		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-09-03	障がい者福祉給付金支給事業費				
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠法令等	荒川区障がい者福祉給付金支給要綱		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	障がい者を有しながら障害基礎年金又は特別障害者給付金を受給できない在日外国籍等の障がい者に対して、給付金を支給することにより、心身障がい者の福祉の向上を図る。						
対象者等	荒川区に在住する外国籍等障がい者のうち、無年金の障がい者						
内容	<p>【月額単価】 重度33,000円 中度26,000円</p> <p>【給付対象】 以下の要件すべてに該当する無年金障がい者 昭和37年1月1日以前に生まれた者 20歳時点での国籍が日本又はアメリカではなかった者 昭和57年1月1日前に障がい者となった者</p> <p>【実施の流れ】 申請 審査（給付要件や障がい程度等） 決定 支給（4ヶ月に1回支給）</p> <p>【参考】特別障害給付金 同種事業 強制加入の対象でなかった学生等の障がい者について、障害基礎年金を受給することはできないため、特別障害給付金制度を設け、給付金を支給する。平成17年度施行。 単価月額（平成22年度）：50,000円（一級）、40,000円（二級）</p>						
経過	昭和57年1月	国民年金法改正。国民年金加入要件から国籍要件を除外。					
	平成17年4月	特別障害給付金制度開始。法の附則中に在日外国人の無年金障がい者の福祉的措置を早急に検討する旨の条文あり。					
	平成19年4月	事業開始					
必要性	外国籍等の無年金障がい者は障害基礎年金及び特別障害者給付金の双方に該当せず、生活が困窮している。また、障がいの状態として同じ状態であっても、制度格差による収入格差が存在しており、その格差に対する措置が必要であり、国の対応が行われるまでの期間の施策として重要である。						
実施方法	(1直営)		(直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)				
	(窓口)障害者福祉課		申請受理・審査・決定・支払				

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		2,376	1,812	2,181	2,208	1,500	1,137
決算額（26年度は見込み）		1,812	1,812	1,956	906	708	1,137	1,500
人件費等		169	81	87	423	413	416	
減価償却費				29	156	161	169	
【事務分担当】（%）		2	1	1	5	5	5	
合計（+ +）		1,981	1,893	2,072	1,485	1,282	1,722	1,500
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		1,981	1,893	2,072	1,485	1,282	1,722	1,500
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	重度支給対象者数（人数）	3	3	3	2	1	3	3
	中度支給対象者数（人数）	2	2	2	1	1	1	1

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	給付金	708	扶助費	給付金	1,137	扶助費	給付金	1,500

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	支給対象者数(人数)	3	2	4	4	4	-
		-	-	-	-	-	-
		-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 13 区 未実施 9 区 不明 0 区） 未実施：千代田区、中央区、港区、品川区、世田谷区、渋谷区、中野区、練馬区、足立区

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

況議 （要 会 質 問 状 ）	
-----------------------------------	--

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-38	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	東京都重度心身障害者手当	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	担当者名	鎌田
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）						内線	2691
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	48年度	根拠法令等	東京都重度心身障害者手当条例			
終期設定	有 無	年度					
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	心身に重度の障がい有するため、常時複雑な介護を必要とする者に対し、重度心身障害者手当（月額6万円）を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。						
対象者等	都内に住所を有する者で、心身に重度の障がい有し、日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者（施設入所者を除く） 対象外：新規65歳以上・3ヶ月以上の入院者・所得制限あり（20歳以上の者は本人所得、20歳未満の者は配偶者及び扶養義務者所得）						
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・この事業は、東京都が実施しており、区は、受付事務を行っている。</li> <li>・この手当は東京都の制度であり、特別障害者手当等（国制度）との併給可。</li> <li>・支給方法 月ごとに、前月分を、毎月20日までに、都が指定口座に振り込む。</li> <li>・支給期間 認定請求した日（区の受理日）の属する月から、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月まで支給。</li> </ul> <p>【事務の流れ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受給権者からの認定請求書及び各種届書等を受取り、東京都に進達する。</li> <li>・東京都が交付した決定通知書等を受給権者に交付する。</li> <li>・現況調査の実施（年2回） 8月：所得確認（所得制限の導入により、平成12年より実施） 2月：入院状況確認（平成13年より実施）</li> </ul>						
経過	平成12年8月	年齢及び所得制限導入、3ヶ月以上の入院者を対象外とする。現況調査を年2回実施。それに伴う「重度心身障害者手当施行事務」に対する補助金（東京都在宅障害者福祉事業費等補助（交付）金）が、12年度のみ交付された。（610円×受給者数）					
	平成13年11月	所得制限額改正 （扶養親族0人の場合、3,481,000 3,549,000）					
	平成14年11月	所得制限額改正 （扶養親族0人の場合、3,549,000 3,604,000）					
	平成15年3月	所得制限導入による3年間の経過措置終了（受給資格消滅者 9人）					
必要性	都制度の実施						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		0	0	0	0	0	0
決算額（26年度は見込み）		0	0	0	0	0	0	0
人件費等		1,271	244	523	2,541	1,239	1,248	
減価償却費					933	484	507	
【事務分担当】（%）		15	3	6	30	15	15	
合計（+ +）		1,271	244	523	3,474	1,723	1,755	0
特定財源	国							
	都							
その他								
一般財源		1,271	244	523	3,474	1,723	1,755	0
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	受給者数（人数）	136	139	144	145	145	143	145

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値(27年度)	
標	受給者数(人数)	145	145	143	145	145	-
	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 他区の実況 東京都の経由事務

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	円滑な事務運営に努める。

（議会要旨）	
--------	--



予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	見舞金	350	扶助費	見舞金	290	扶助費	見舞金	300

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	対象者数（人数）	35	35	29	30	-	支給者数
	-		-	-	-	-	
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	
他区の実況	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 実施区：千代田・中央・港・新宿・文京・台東・品川・目黒・大田・世田谷・渋谷・中野・杉並・豊島・北・板橋・練馬・葛飾・江戸川 未実施：墨田・江東・足立

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の規模で実施する。

議（要旨）	
況（質問状）	

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	07-05-51	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	障がい者向け健康体操事業	部課名	福祉部障害者福祉課	課長名	山形	担当者名	増田
				内線	2690		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-14-04	障害者向け健康体操事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	19年度	根拠			
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	体操を通して障がい者の健康づくりを促進するために、「荒川ばん座位体操」の、普及・啓発を行うことにより、健康管理・健康維持を支援する。						
対象者等	障がい者やその家族、ふれあい粋・活サロン参加者及び区民全般（ヘルパー・ボランティア・事業所・高齢者等）						
内容	<p>【概要】体操名称：荒川ばん座位体操 [意味]一人でも多くの方（万人）が座ったままで（座位）できる体操である。</p> <p>体操内容：車いすや椅子に腰掛けた姿勢のまま運動できる約10分間の体操。自発的に手足を動かすことが困難な者でも、介助者と一緒に行うことができる。</p> <p>【各種講座】ばん座位体操への理解を深めるため、各種講座を開催する。</p> <p>リーダー育成研修...体操の基礎を学習し、体操を指導できる「ばん座位体操リーダー」を育成</p> <p>介護事業所向け講座...ヘルパーや介護者向け、介助方法等を学ぶ</p> <p>体操教室...区内施設等で開催すると同時に、効果測定や健康相談を定期的実施</p> <p>ステップアップ研修...リーダーを対象に、体操教師角路氏方法やレクリエーション技術を学ぶ</p> <p>【広報活動】ポスター・パンフレットを作成し区内各所で掲示・配布する。解説書・VHS・DVDを作成し、障害者福祉課において希望者に無償配布する。ケーブルテレビ放映・広報誌で周知する。</p>						
経過	平成17年 2月	首都大学東京山田拓実研究室と共同開発、事業案企画、モニター協力依頼					
	平成19年12月	アクロスまつりでの公开发表、区内施設（たんぼぼセンター等）での体操実施					
	平成20年 1月	「荒川ばん座位体操」商標登録申請、DVD・VHS作成					
	平成20年 7月	区立施設での体操教室を開始（たんぼぼセンター：水曜、7/10：あらかわ：火・金曜）					
	平成20年12月	東京都福祉保健医療学会で、荒川ばん座位体操を発表					
	平成22年 4月	西日暮里6丁目施設及び義肢装具センターを拠点に追加					
	平成22年10月	西日暮里6丁目施設から粋・活サロンの会場を移し、特養さくら館を拠点に追加					
	平成24年 4月	西尾久ふれあい館を拠点に追加					
	平成25年度	参加者の事故に備えて、傷害保険・賠償責任保険に加入。					
必要性	障がいがあると、身体を動かす機会が減り、身体が動かなくなるという悪循環が生じる。障がい者の健康管理の具体的方法（身体の動かし方等）がわかりにくい。体操を通じて障がい者の健康維持・健康管理の意識を高めるために必要である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	1,205	1,298	961	982	959	962	1,011	
決算額（26年度は見込み）	958	1,034	574	607	723	914	1,011	
人件費等	3,812	4,886	4,534	4,535	5,370	4,303		
減価償却費			1,511	1,555	2,098	1,859		
【事務分担量】（%）	45	60	52	50	65	55		
合計（+ +）	4,770	5,920	6,619	6,697	8,191	7,076	1,011	
特定財源								
国								
都	987	1,295	323	370	382	457	505	
その他								
一般財源	3,783	4,625	6,296	6,327	7,809	6,619	506	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
リーダー人数	15	40	46	51	57	65	75	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講演会等謝礼	657	報償費	講演会等謝礼	789	報償費	講演会等謝礼	823
需用費	消耗品費	66	需用費	消耗品費	55	需用費	消耗品費	57
			役務費	保険料	70	役務費	保険料	131

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	リーダー人数	51	57	65	75	80	-
標	-	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-	-

（問題点・課題分析）	研修会等で修了したリーダーが主体となって活動できるように働きかける。 身近な地域で参加できるように、実施する場所づくりが必要である。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区） 同種事業 …… ころばん体操・せらばん体操（高齢者福祉課）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
リーダーが活動できる場所を区内に確保していく。	新たなリーダーの育成とリーダーが日中活動をできる場所を確保する。
障がい者が身近な場所で体操が受けられるように場所の拡充とPR活動を強化していく。	ばん座位体操を、広く周知するためにPRをしていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	推進	障がい者の健康管理・健康維持を支援するため必要な事業である。

議（要旨）	議（要旨）
-------	-------

# 事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	08-02-35	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	障害者歯科対策事業費	部課名	健康部健康推進課	課長名	中坪	担当者名	高橋
				内線	423		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-07-01	障害者歯科対策事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	2年度	根拠			
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	生涯健康都市					
	政策	02	高齢者や障がい者が安心して暮らせる社会の形成				
	施策	02-07	障がい者の居宅サービスの充実				
目的	障がい者の口腔状態は良好とは言えず、口腔疾患の罹患率が高い。口腔管理も困難なことが多く、治療も敬遠されがちであり、歯科治療体制に関する要望も高い。このため、検診や相談を行いながら、口腔疾患の予防を強化し受診勧奨を行うとともに、障がい者の歯科治療については、歯科医療連携推進体制を強化して口腔保健の向上を図る。						
対象者等	心身障がい者等						
内容	1 障がい者歯科相談室 実施期間：年16回・予約制 周知方法：区報、障がい者施設への歯科相談室の勧奨通知 内容：歯科検診・保健指導・歯みがき指導・地域歯科医療機関や都立病院等に受診勧奨 2 障がい者施設への出張口腔健康教育 実施回数：年約10回 内容：口腔健康教育・歯みがき指導						
経過	平成12年度：検診歯科医師を2名から1名に減 平成15年度：検診歯科医師の報償費を一般賃金に変更 平成16年度：障がい者施設への出張口腔健康教育の実施増を行い、事業の充実を図った。 平成23年度：障がい者歯科相談室の希望者数増加により実施回数増 年12回 年16回 平成24年度：他事業との重複により雇上げ歯科衛生士増16名 20名						
必要性	障がい者は自己の口腔管理も困難であることが多い。また障がいにより歯科治療を受けにくく口腔状態が悪化してしまう。このため、歯みがきを中心とした口腔疾患予防の支援や教育を継続して行う必要性が高い。						
実施方法	( 1直営 ) ( 直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員 )						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	(単位：千円)							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	495	495	495	667	722	719	717	
決算額（26年度は見込み）	495	495	495	666	719	718	717	
人件費等	1,213	1,181	1,570	1,105	1,090	2,405		
減価償却費			1,017	933	968	1,859		
【事務分担当】（%）	25	25	35	30	30	55		
合計（+ +）	1,708	1,676	3,082	2,704	2,777	4,982	717	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	1,708	1,676	3,082	2,704	2,777	4,982	717	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
受診者数	219	220	242	282	284	263	360	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
賃金	衛生士・医師雇上	661	賃金	衛生士・医師雇上	661	賃金	衛生士・医師雇上	662
一般需用費	器具・器材等	58	需用費	器具・器材等	57	需用費	器具・器材等	55

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	受診希望者数	188	195	205	222	-	の根拠
	予約枠（人）	300	400	400	400	-	の根拠
	年間予約可能回数	1.6	2.1	2.0	1.8	-	予約枠（人） / 受診希望者数

（問題点・課題分析）	障がい者のかかりつけ歯科医の定着を図り、病状に応じて専門歯科医療機関へ紹介する「歯科医療連携推進体制」継続強化を図るため、歯科医師会と保健所の協議を行っていく。
	（実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
「荒川区歯科医療連携推進協力歯科医療機関名簿」の活用及び再改訂の必要性を検討する。	「荒川区歯科医療連携推進協力歯科医療機関名簿」の活用及び「東京都医療機関案内サービス」の周知を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	障がい者の口腔保健向上のため重要な事業である。

議会議事録（要旨）	平成12年決算特別委員会において、障がい者歯科医療の現状、口腔保健センター建設に関する質問があった。
-----------	--